

二〇一四年一月

つるま法律倶楽部 倶楽部たより

新年

あけまして
おめでとうございます

憲法を平和な
原点へ

今年も
お元気に

二〇一四年一月



書 安田 順子
絵 武藤 健吾
製作 安江 壘

新春の御挨拶

2013年は御遷宮の年でした。内宮の土産物店で売られている神馬。

この白い馬についている数種の飾りは我が家で納めています。

この仕事をしていて戦争時代の馬の事を考えました。

愛知神社の東に軍馬の石碑があります。

どれだけ多数の馬たちが戦死したとか。

そして、それ以上に多くの兵隊が戦死した訳です。

今、特定秘密保護法案が可決されました。

再び戦前の状態に向かわないよう、心から願うばかりです。

つるま法律倶楽部世話人

武藤 健吾

成立してしまった『秘密保護法』・私たちに何ができるのか

憲法で保障された国民の知る権利やプライバシー権を侵害する法律が、慎重審議を求める市民の声を無視して成立してしまいました。

この法律が、私たちの命や暮らしにどんな悪影響を及ぼすのか・・・等、詳しくお話ししていただき、何ができるのかを一緒に考えましょう。多数のご参加お待ちしております。

日 時：1月14日（火）午後6時30分～8時

場 所：御器所高齢者就業支援センター4階 第1研修室

●地下鉄御器所駅下車（2番出口）東へ徒歩1分

講 師：弁護士 水谷 実先生（秘密保全法に反対する愛知の会）

定 員：40名

参加費：無料

*学習会終了後、下記のとおり新年会を企画しました。ぜひ新年会もご参加下さい。

場所：夢の蔵（法律事務所 地下1階）

時間：学習会終了後

会費：3000円程度

おすすめの映画..

『フォンターナ広場-イタリアの陰謀』

知らされていないことが多すぎる

名演会館 島津 秀雄

『輝ける青春』『ペッピーの百歩』のイタリア社会派の映画監督、マルコ・トゥリオ・ジョルダナの最新作。イタリア最大の未解決事件の深い闇。イタリアではほとんどの人が知っている「1969年。ミラノ、フォンターナ広場爆破事件」。監督自らが40年以上前に目撃し、存命する関係者がいるにも関わらず全てを实名で描くことを決意した。「この事件は、多くの若者たちにとって民主主義の幻想が打ち砕かれたことを意味していた。当時、多くの人間がこう考えた。もし本当に裏で自分たちの政府が動いていたとしたら。」そして監督は断言する。「この事件以降、イタリアは変わったのだ」。朝日新聞の取材を受けた監督は「過去の話ではない。ファシズムは今もある。現代は警察や軍の実力行使よりも、むしろ『知らせないこと』で人々を縛る」。また「イタリアでは原則国家機密の公開は原則30年後とされる。それが日本の特定秘密保護法案では原則60年。44年前の事件でも業務で知った国家機密を漏らした場合、10年以下の懲役刑になりかねない」。

（12月9日朝日新聞夕刊ローマ=石田記者）。

■名演小劇場で只今上映中.. 詳細は同封の案内チラシをご覧ください。

予 告 日帰り平和バスツアー

満蒙開拓平和記念館（長野県下伊那郡阿智村）

かつて中国に存在した『満州』。ここに多くの開拓団員が渡り、そして日中双方を含む多くの犠牲者を出しました。この悲惨な歴史を忘れることなく、平和の尊さを次世代に語り継ぐ拠点として昨年開館した「満蒙開拓平和記念館」へのバスツアーです。詳細は、春号にてお知らせします。

会員リンク

平凡な暮らしの中で、突然何があるかわかりませんね。

つま法律倶楽部の会員に20年程なっていますが、トラブルとは無縁で過ごしてきました。

ところが、昨年一人暮らしの高齢の女性に、自分は近々施設に入るの、今住んでいる家を買ってほしいと言われ、値段も私達が買えそうなので買う約束をしました。その後その女性が入院をし、約束だから早く買ってと言われて印鑑や印鑑証明を渡され、私は、司法書士に頼んで書類を作ってもらい、病院で司法書士立ち会いのもとで捺印とサインをもらって売買契約等の手続をしました。しかし、元気になって退院した女性は、自分は家を売った覚えはないし、手続を頼んだ覚えもないと言い出して、弁護士が代理人となって私達は訴えられました。

私達もうっとうしいので、家は返すからお金は返して下さい、手数料等は全部そちらで持して下さいと言っておいたのですが、話はつかず、小島弁護士にお願いする事になりました。

それから2週間後話はついて、登記書通り私達の家になり、小島弁護士は今後何のトラブルもないようにと、確約書も作ってくれました。

これで今後は安心して、買った家に住めそうです。いざという時のために、法律倶楽部に長年入っていて良かったです。

会員 長野県在住 K

会員リンク

平和のつどい楽器隊のこと

平和のつどいの通称「楽器隊」は、一昨年9月に行われた昭和区平和のつどいをきっかけに結成されました。つま法律倶楽部会員を中心に集まったメンバーは10代～60代と年代の幅も実に広い上、ホルン、トランペット、トロンボーン、金管とフルート、クラリネットの木管、そしてエレキベース、ギター、バイオリン、キーボード、リコーダーと、かなりデラックスな楽器編成の、急ごしらえながら面白い素人楽団が実現しました。せっかくなので一回限りにせず定番バンドとして活動したいね、と話し合い、昨年1月に行われた、つま法律倶楽部新春のつどいでは、新曲「テキーラ」も仕込んで、バンド演奏のみでの出演も果たしました。



今年の平和のつどいでも合唱団と共に、講演をされた作家の早乙女勝元さんの前で演奏でき、とても嬉しい経験を重ねています。これからも、音楽で平和の心を大きく広げてゆく仕事を担ってゆきたいと、志高く活動して行きたいと思っています。

随時メンバーを募集しています。いっしょに演奏やりませんか？

会員 昭和区在住 柴田 民雄

ＴＰＰ、グローバリズムの論理と人間の尊厳

守山法律事務所

弁護士 岩月 浩二

農産物の関税の問題ばかりがニュースで採りあげられるが、ＴＰＰは、『非関税障壁』の撤廃が焦点だ。『非関税障壁』とは、関税ではないが、関税と同じように国際的な取引の障害になると考えられる国内法による制度や規制、政策や慣行等を意味する。ＴＰＰは非関税障壁を最重要の目的としている。ＴＰＰの行方がどうなるかによって市民の生活の在り方が一変される可能性があるのだ。

大半の規制は、名目的にせよ、国民の生命や健康、財産や環境を守るために経済活動を制限する関係になっている。ＴＰＰで『非関税障壁』の撤廃が問題とされるときには、こうした規制の撤廃を求めるということだ。食品の安全性の規制や、放送や安全保障に関する企業の外資割合等々あらゆる規制の撤廃が問題になりうる。そこでは、個々の個人は、直接、外国資本から脅かされる可能性すらあるのだ。

たとえば、ＴＰＰ参加交渉が決まっただけで、日本では、一気に食品の安全規制がゆるめられてしまった。安全性を認められた遺伝子組み換え食品の数が急激に増えている。トウモロコシだけでもすでに１９８品種もの遺伝子組み換えトウモロコシが市場に出回ることが認められている。また、アメリカの食品局すら認めていない、枯れ葉剤を播いても枯れないダイズやワタの商業栽培が認可されようとしている。他にも、アメリカ、ヨーロッパ、日本でミツバチの大量死が起きている。その原因がネオニコチノイド系の農薬ではないかと疑われている。農作物の７割がミツバチによって受粉しているから、ミツバチが大量死することは、農作物の生産に極めて大きな影響を及ぼす。ヨーロッパではいったん使用を中止した。ところが日本ではネオニコチノイド系農薬の残留濃度が大幅に緩和されようとしている。どれもアメリカ政府の求められてきたことが一気に進められている。

これは、どれも日本がＴＰＰに参加することが認められるや一気に進められていることだ。

なぜＴＰＰに参加すると、これらの有害な可能性が高い食品や農薬を承認しなければならないのだろうか。

これら食品や農薬に対する規制を厳しくすることは経済活動に制限を加えることになる。ＴＰＰは自由貿易や企業活動の自由を最大限に認めなければならないとする、グローバリズムの考え方を体現するものだからだ。

信じられないかも知れないが、自由貿易至上主義を原理とするグローバリズムの論理では、生命や健康は、経済活動の自由に劣る価値しか認められていない。生命や健康を害するおそれがあるから規制しようとする場合に、有害であるという十分な科学的証拠なく規制をすることは許されないのだ。しかも、仮に有害であったとしても、経済活動に与える制限は必要で最小限のものでなければならず、全面禁止ではなく、他のより緩やかな制限措置があるのであれば、全面禁止は違法だとされる。

また、グローバリズムの論理の中では、生命や健康より、資源の方が優越した利益とされる等、この世界の価値観はとことんずれている。

ＴＰＰは、そうした価値観に我々の生活を支配させる試みだ。

そこでは人間の尊厳より、企業の利益が、基本的人権より基本的企業権が重要視される。

そのような世界にしないために、全世界で人々が闘っている。ＴＰＰをめぐる闘いは経済市場主義から人間の復権を求める闘いなのだ。

※岩月先生共著「ＴＰＰ黒い条約」 集英社新書出版
当事務所にて取扱っています。

自然エネルギーと地域再生と地域資源ネットワーク愛知

弁護士 小島 高志

世界規模のエネルギー転換の時代

太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス（燃料、発電、熱利用）、中小水力発電、地熱利用、雪氷熱利用、水素電池・・・原発事故を契機に、自然エネルギーがいつその注目を浴びています。旧来型のエネルギー生産と供給システムの矛盾は共通認識になりつつあり、世界的規模でエネルギー転換期を迎えているといえるでしょう。

転換の方向、エネルギーの地産地消

旧システムを再生可能エネルギーに置き換えさえすればいいか、置き換え可能か、個別の対応による自然エネルギーの普及だけでよいかと考えると、いろいろな限界や問題があります。

ドイツには、自治体が積極的にエネルギー供給事業を行い、地域の雇用を確保し、その収益を地域に還元してゆく取り組みがあります。日本で地域ぐるみで太陽光発電普及に取り組んだ長野飯田市は、利子補給や補助金制度を導入し、エネルギーの地産地消を目指すNPO南信州おひさま進歩を母体とするおひさま進歩エネルギー株式会社と協働し、初期費用0円システムを生み出し、太陽光は市民のもの、公共建物は市民のものという考えから公共建物の屋根貸しも行い、市民出資のファンドによる事業を進めて成果を上げています。北海道の足寄町では公民一体でバイオマスタウンの実現を目指し、寿都町は風力発電に取り組んで売電収入を地域の産業振興や福祉、住民への還元に用いて実績を上げています。

今後私たちが目指すべき方向は、このような地域ぐるみでの、地球に優しい地域自然エネルギーサービス網の構築、それによる地域経済循環、活性化の追求だろうと考えられます。

大友詔雄さんとNERC

この問題に関して是非ご紹介したいのが北海道大学元研究者の大友詔雄さんです。

大友さんは折り紙つきの優秀な原子力研究者でしたが、原発に疑問を抱き、研究テーマを変えて原子力は使えない技術であることの研究を始めたため、学生との接触も禁じられ、昇進させられず、北大に大友という者はいないことになっている、という扱いを受けました。

現在の大友さんは、札幌市内の自然エネルギー研究センター（NERC＝Natural Energy Research Center）を拠点に、北海道内外の各地で自然エネルギーの地産地消社会作りの実績を着実に積み上げています。具体的に説明する紙幅がないのがとても残念です。

著書「自然エネルギーが生み出す地域の雇用」（自治体研究社¥2100）を是気お読み下さい。

「NERC」「大友詔雄」をネットで検索するだけでも多くの情報が得られます。

地域経済の活性化を目指す当地の「地域資源ネットワーク愛知」（旧通称コミバン）も大友さんから多くを学ばせていただき、協力して木質バイオマスによる地域経済活性化や太陽光発電の普及に向けて努力しています。

北海道S町風力発電事業剰余金充当事業 ー再生可能エネルギー固定買取制度ー

千円

売電収入余剰金			370,284
余剰金充当事業			
綱 目		事業費	充当額
産業振興	水産関係	29,570	16,000
	商工関係	19,053	17,753
	計	48,623	33,753
町民還元		45,223	42,223
医療		44,320	44,320
繰出金		318,798	172,346
積立金			77,642
	合 計	456,964	370,284

町民還元の内容
街灯維持管理・福祉灯油・敬老会記念品・消費者還元プレミアム・
シルバープレミアム・買い物託送・スタンプカード・水道料軽減
（*NERC資料から）

第28回昭和区母親大会「世代間理解を」顛末記

弁護士 小野 万里子

◇昭和区母親大会、という催しが毎年行われていて、今回は28回目。私はこの催しには1度だけ講師で参加したが、それ以外の接点はなかった。今年は、実行委員会から「参加者が高齢化していく。平和のバトンを次世代に渡すためにも、そもそも若者が憲法や平和についてどう考えているかを知る催しにしたい。」と協力を求められ、正面からかかわることになった。イラク支援のボランティア活動で若い世代と行動をともにしているため白羽の矢が立ったらしい。

◇失礼だが、これまで多くの「平和」勢力には、ともすれば閉鎖的で独善的になりがちな面があったことを否定できない。他者の考えを理解しようとせず自分の意見のみを押しつけてくるような場面に、私も何回か遭遇し辟易したことがある。

今回の母親大会実行委員の方々は、決してそのようなことはなく、本当に謙虚であった。「バトンを渡す相手がどう考えどう行動したいのかを知らなければ、何も始まりませんよねえ。私たちも発想を変えないとねえ。でも妙案が浮かばないんですよ。」とおっしゃる。私の中で「やらねば！」のスイッチが入った。

◇企画で決まっているのは、ネットやマスコミでブレイクし、幻冬舎から『日本国憲法を口語訳してみた』を出版した大学生塚田薫さんの講演だけ。

でも、彼はなんと言ってもまだ大学生。1人で2時間しゃべらせて終わるのは気の毒だし、だいたい聴衆側が彼の話をするなり理解できるはずがない。たぶん狐につままれたようになって終わる。世代間理解の糸口を作るのにはもう一工夫が必要だ。塚田さんだけでなく、もっと多くの若者の力を借りよう。

そこで、第1部を塚田さん講演、第2部を『塚田と若者のトーク・トーク』とした。憲法に造詣の深い法学部生、憲法初心者の女性、家庭持ちの社会人、と異なる立場の若者たちに率直に語ってもらうことにした。コーディネーターは不肖この私。

実は、このトーク・トークの準備がたいへんだったのだ。私もやっぱり頭の固さが露呈された。A若者の発想が理解できないために、別のB若者から「それ、結局こういう意味ですよ。」などと通訳をしてもらうことの連続だった。

彼らが言いたいことは、極論すれば「若者世代も社会とかかわる意識を喪失しているわけではなく、そのかわり方が変容しているだけである。ネットで個と個がつながることで意見を形成し社会にかかわっていくしかない現状を、上の世代も知るべきだ。」ということのようだった。押しつけがましきは、とことん嫌われる。

◇広報の中心となるチラシも、20代の若者に依頼した。

彼は、「僕に求められているのは、同窓生集まりのためのチラシですか、それとも全くの部外者にも手にとってもらうためのチラシですか?」と問い、実行委員会が「もちろん後者」と回答すると、生き生きとしたすばらしい作品を作ってくれた。

◇トーク当日の様子については、トークの参加者である中里さんがすばらしい感想を書いてくれている。彼ら彼女らと日常的に自然体でつながっていけるかどうか、憲法と平和を守る試金石となるのではないかと、強く考えたことである。

(次ページへ)



製作 安江 壘

第2部、トーク・トークに出演して

中里 沙希

きっかけは、小野万里子弁護士より、「『若者と憲法』的テーマのトークで、『憲法初心者』キャラで出演しないか。」というお誘いをいただいたことでした。憲法は無知に等しい私がトーク全体をこわしてしまうのでは、と恐れましたが、この私の現状こそが今回のトークのメインテーマだと聞き、出演を決めました。

出演者は、「日本国憲法を口語訳してみたら」の著者で愛知大学の塚田薫さん、名古屋大学の益田浩志さん、社会人でお子さんもいる成田司さん、私の合計4人。平均年齢25歳でした。

今回のトークに参加して一番に学んだことは、憲法の存在意義についてでした。今までは、憲法と聞いても、正直ピンときませんでした。平成生まれの私にとって、憲法は生まれたときからあるもので、そこに保障されるものは全てあって当然でしたから、もしそれが無くなったり変更がなされたりしたら何が起こるかなど、実際のところ考えたこともなかったのです。でも、このトークでやりとりしているうちに、「憲法は、国の礎である国民を守るために存在する」「この憲法によって私たちが守られている」という根本が分かり、目から鱗でした。

自分の中で憲法は何かという基準ができたことによって、世の中で憲法改正案が何故危機的だと叫ばれるのか等、憲法に関する様々な問題がとても身近に感じられるようになりました。憲法のどこの部分を何のためにどのように変えようとしているのかが問題だ、という認識を持つことができました。

以前はただお堅く難しそうだった憲法。古くさい憲法になぜしがみつくんだろうと思ったこともありましたが、トーク出演のおかげで、憲法の根本やかけがえのなさが分かり、自分の頭で考えていくスタート点ができたように思います。

当日の本番では、憲法初級者として、若者として、ありのままに思うままに、いつもの姿と気持ちで話してみました。それが、聴衆の方々の「次の世代に憲法の大切さを伝えるために、若者の考えを知りたい。」との思いに少しでもお役に立てたのであれば幸いです。



4人の若者と小野弁護士

近年私学関係の労働事件が激増していました。今回はその速報です。いずれも当地方の伝統校。

名女大中高不当労働行為救済申立事件

名古屋女子大学中学校高等学校教職員組合らが愛知県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた案件について（平成24年4月26日申立）、今年11月5日、救済命令が発せられました。同労働委員会は学園側の様々な不当な行為を認定し、要旨、①速やかに団体交渉に応じよ、②一時金削減の根拠資料を示し説明して誠実に団体交渉をせよ、③学園の行為が労働委員会によって不当労働行為と認定された事実とこのような行為を繰り返さない旨の文書（誓約書）を教職員組合に交付するとともに、教職員の見やすい場所の掲示板で同文を掲示せよと命じました。教職員組合の主要な主張をほぼ全面的に認容したものです。誓約文の交付に加え掲示板による誓約文の掲示を命じた点は近年珍しいもので、それだけ学園の不当性が著しいと判断されたことがわかります。

(弁護団；森弘典、伊藤朝日太郎、川津聡、小島高志)

岡崎学園不当労働行為救済申立事件

11月25日、岡崎学園教職員組合らが申し立てた不当労働行為救済についての命令が下されました（平成23年12月28日申立）。要旨、①教職員組合委員長に対する自宅待機命令、懲戒処分、クラス担任外し等をなかったものとして扱え、②団体交渉申入に対してできるだけ近接した時期に交渉期日を設定せよ、③団体交渉に実質的交渉権限を持つ者を出席させ、誠実に団体交渉に応じよ、④教職員組合に対する誓約文を交付せよと命じました（主要全国紙で報道）。これも教職員組合の主張をほぼ認めたものです。

愛媛県の専門学校を中心とする学園が岡崎学園と関係をもったのが紛争の発端で、いまは合併計画が進められており、岡崎の伝統校の命運がかかっています。

(弁護団：森弘典、安井典高、小島高志)

学校の先生方にも様々な矛盾が押し寄せています。不正規雇用の拡大、労働条件の相次ぐ切り下げ、無償労働の常態化等々・・・そんな中でも学校現場で、労苦を厭わず生徒を指導し教育を守るために頑張っておられる先生方がいます。未来を作る子どもたちのための、そういう教育作りに対して、法的立場からバックアップができれば幸いです。

中日新聞 2013.12.4付 朝刊

[illegible]

(次ページへ)

事件速報

名古屋経済大学事件

娘さんが中学校でいじめに遭って重篤なPTSDに陥り自死したことについて学校側の責任を追及して損害賠償を求めた訴訟をご存知の方もいるでしょう。学校側は、いじめの是正を求めた母である大学准教授Tさんを解雇し、解雇無効の勝訴判決を得たTさんに対して、次には無理矢理に屈辱的な出勤命令や配置転換命令を出し、これに応じなかったTさんの給与の支払いを停止しました。給与停止は不当として、給与仮払いを求めた事件で、10月7日、Tさんの主張を認める名古屋地裁の決定が出されました。仮処分提起の際には新聞報道がされました。学園のT先生への仕打ちは報復かとも推測されますが、学校の正常化を求める声を圧殺するような仕打ちは、あってはならないことだと考えます。

(弁護団；岡村晴美、小島高志)

事務局短信

民主主義の木を育てよう

昨年「秘密保護法に反対する昭和区の会」が法律事務所も呼びかけ人の一員として結成されました。近くのスーパーマーケット前や地下鉄の駅前でのビラまき、反対の一点で集まった人々とのデモにも弁護士と一緒に参加しました。12月に行われた昭和区母親大会の会場で私たちは秘密保護法に対する皆さんのメッセージを集めました。これは「秘密保全法に反対する愛知の会」の呼びかけで、葉っぱのふせんにメッセージを記入して12月4日の国会要請時に議員に届けるという行動に賛同して行ったものです。

メッセージから・・・

- 後生に禍根を残さないよう今頑張る時。
- 戦争を体験した私はぜったい廃案をせつに願っています。
- 国民をナメルんじゃない！！（同感です！）

会場で声をかけた方ほぼ全員が足を止め反対の意見を記入してくれました。

しかし多数の反対の声を無視し12月6日に法案は成立しました。でもここであきらめてはいけません。

危険な秘密保護法を廃止させるまで反対の声をあげ続けることが必要ですね。

急遽秘密保護法の学習会を企画しましたので多くの方のご参加をお待ちしています。（詳細は2P）



小野万里子法律事務所に入所して

事務局 岡地 幾恵

私は、小学生の頃、法律倶楽部のワカサギ釣りツアーに親に連れられて参加、原村のコロボックルで大人の皆さんと楽しい時間を過ごした思い出があります。

そんな私が、まさか小野事務所でお世話になるとは思ってもいませんでしたが、小野先生をはじめ、先輩事務局、多くの皆さんに支えられ、日々業務に取り組んでいます。

5人の子育ての真っ最中のためご迷惑をおかけしますが、少しでもステップアップできるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

つるま法律倶楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・ こういうことをどこに相談したらいいの？
- ・ こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？

お一人で悩んでいませんか。

まずは、お気軽に法律事務所へお電話でお尋ねください。

- ◎相談受付 平日午前10時～午後5時
事前に必ず電話予約をお願いします。
上記時間外の相談についても対応させていただきます。
お気軽に電話予約の際にお尋ね下さい。
- ◎電話相談 簡単で短時間のご相談は電話でもお受けできます。



低山歩こう会

- ・ 5月25日(日)
 - ・ 7月27日(日)
 - ・ 10月26日(日)
- 行き先は世話人で検討中です。詳細はたより
春号にて、お知らせします。
ご希望等、お知らせください。



合唱団員「ピースアンサンブル」を募集しています。

昭和区平和のつどい等で歌います。年齢性別お住まい等も問いません。法律倶楽部会員さんも多数参加されています。詳細は、鶴舞総合法律事務所までお問い合わせ下さい。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

つるま法律倶楽部は毎年6月から新年度になります。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等のご連絡をお願いします。

法律事務所奥会議室（未来のひろば）をご利用ください。

つるま法律倶楽部各種講座、地域の皆様の会議、お花、アロマ、習字教室等でお利用いただいています。会員さん主催の楽しい企画等にもご利用下さい。

※特定秘密保護法の撤廃を求める請願署名用紙を同封しました。

撤廃のためぜひご署名のうえ事務所へご返送ください。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851

年始のご案内 新年は1月6日(月)より業務いたします。